

議案第 25 号

筑西市行政手続条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市行政手続条例の一部を改正する条例

筑西市行政手続条例（平成 17 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項前段中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を掲示場（筑西市公告式条例（平成 17 年条例第 14 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場をいう。）に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を掲示場（筑西市公告式条例（平成 17 年条例第 14 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場をいう。）に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措

置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に改め、同項後段中「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を」を「同条第4項中「経過したとき」とあるのは「」に、「掲示を始めた日の翌日」を「当該措置を開始した日の翌日」に改める。

第29条前段中「第15条第3項及び」を「第15条第3項及び第4項並びに」に改め、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。